

【適用ガイダンス】

基準 15.2 改善のための提言又は改善措置の計画の実施の確認

要求事項

内部監査人は、経営管理者が内部監査人の改善のための提言又は経営管理者の改善措置の計画を、以下の事項を含む確立された方法に従って実施していることを確認しなければならない。

- ・ 改善措置の計画の実施の進捗状況を問い合わせること
- ・ リスク・ベースの方法を用いてフォローアップ評価を実施すること
- ・ 追跡システム上で経営管理者の改善措置の状況を更新すること

これらの手続をどの程度行うかに当たっては、発見事項の重大性を考慮しなければならない。

経営管理者が設定された完了期日に従って改善措置の実施を進めていない場合、内部監査人は、経営管理者から説明を受け、文書化し、その問題を内部監査部門長と協議しなければならない。内部監査部門長は、最高経営者が行動を遅らせることや行動しないことによって、リスク許容度を超えるリスクを受け入れたかどうかを判断する責任を負う（基準11.5（リスクの受容についてのコミュニケーション）も参照のこと）。

【目的】

本適用ガイダンスの目的は、基準 11.5（リスクの受容についてのコミュニケーション）にも考慮した上での未完了の改善措置への内部監査人及び内部監査部門長の対応を明らかにすることにある。

【ガイダンス】

内部監査人は、改善措置が未完了であることに伴うリスクの重要性を基準にフォローア

ップ評価を実施する。内部監査人は、改善措置の実施が計画どおりに進捗していない場合には、その原因を確認するとともに、阻害要因の除去等についての具体的な方策を提言するなどのフォロー活動を行わなければならない。しかしながら、内部監査部門長と協議の上、内部監査人が当該原因を、改善措置に責任を有する経営管理者の権限で対応できないと判断した場合には、内部監査部門長は最高経営者にその旨を上申しなければならない。

また、内部監査部門長は、組織体にとって受容できない水準のリスクを経営管理者が受容していると判断した場合にも、最高経営者にその旨を上申しなければならない。

内部監査部門長は、これらの上申に対して最高経営者が行動を遅らせることや行動しないことによって、最高経営者がリスク許容度を超えるリスクを受容したかどうかの判断を行う。最高経営者がリスク許容度を超えるリスクを受容しないと決断しているにもかかわらず、最高経営者の行動が、作為不作為にかかわらず、リスク許容度を超えるリスクを受容する結果を招くものであると判断した場合には、内部監査部門長はその問題を最高経営者と議論しなければならない。それでもなお解決されなかった場合には、内部監査部門長は、その旨を以下のうち少なくともいずれか1つ以上に上申しなければならない。

- ① 取締役会（会社法上の機関）
- ② 監査委員会、監査等委員会又は監査役会
- ③ 相応なガバナンス機能の権限を有する会社独自の会議体